

介護保険で

できること



▶ 身体介護

食事や入浴、排せつなど、
利用者の身体に直接触れる介助サービス

身体介護のサービスを受けられる方

本人が食事や入浴などの生活動作ができず、介助を必要とする場合に、世帯や家族の状況に関わらず、利用できます。



食事の介助・見守り



入浴の介助・清拭



排泄の介助



更衣介助



身体の整容・洗面



起床・就寝の介助



服薬の介助・声かけ

▶ 生活援助

利用者本人が主に利用する居室の清掃・本人の衣類の洗濯・本人のための調理など、日常生活の援助

生活援助のサービスを受けられる方

本人が一人暮らしで身体状況などにより自分では家事が困難な場合や、同居する家族等が傷害や疾病等、または同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に、利用できます。



居室の清掃
ごみ出し



洗濯
衣類の整理



食事の準備
後片付け



日常生活に
必要な買物



薬の
受取り



介護保険でできないこと

1. 利用者本人以外のための行為
2. ホームヘルパーが行わなくても日常生活に支障がないと判断される行為
3. 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

は対象になりません。



本人以外の家事



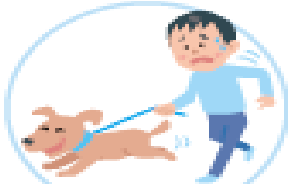
本人が使用しない場所の清掃



自家用車の洗車



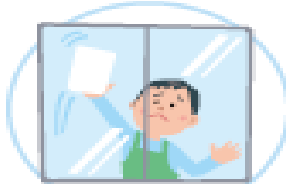
草花の手入れ



ペットの世話



家具の移動・修繕
模様替え



窓ふき・大掃除



特別な手間をかけて行う
食事準備(おせち等)



日常生活に必要な無い
物の買い物(酒類等)

利用者本人がいない時のサービス



利用者本人がいない時に、サービスを利用することはできません。例えば、本人が外出しているときに、ホームヘルパーが居宅で掃除や洗濯を行うのは、介護保険の対象となりません。

医療行為について



ホームヘルパーによる医療行為は認められていません。本人や家族ができる行為でも、ホームヘルパーは基本的にはできません。ただし、平成24年4月より、一定の要件を満たしているホームヘルパーによるたんの吸引、経管栄養の処置が認められるようになりました。医師の指示に基づく行為ですので、必ず担当のケアマネジャーと相談してください。

院内介助について



病院内は医療保険の対象となるため、原則として介護保険は使えません。

